

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大洲青少年交流の家利用細則

制定 平成31年4月1日

令和5年6月1日

一部改正

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大洲青少年交流の家(以下「交流の家」という。)の利用に関する必要な事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則(以下「利用規則」という。)に定めるものの他、この細則の定めるところによる。

(利用者の範囲)

第2条 交流の家を利用できる者は、利用規則に定める者のほか、教育事業参加者及び関係者その他交流の家所長(以下「所長」という。)が認めた者とする。

(利用の申込み)

第3条 交流の家を利用しようとする者は、仮申込みをした上で、所定の申込書を所長に提出するものとする。申込期間については別表に定めるとおりとする。ただし、集団宿泊研修を実施する学校団体や教育機関等が主催する団体は、前年度に次年度の利用日程を調整することができるものとする。

2 国の事業、学校の事業、前項により難しい場合の取り扱い及びその他利用の申込みに関し必要な事項については、所長が別に定めるものとする。

(利用の承諾の通知)

第4条 所長は、前項の規定による申込みがあった場合は、国立大洲青少年交流の家利用申込審査要領に基づき、利用申込みの審査を行い、利用承諾の可否を判断する。可としたものについては、申込みのあった活動内容を検討し、必要に応じて研修計画について指導及び助言を行うとともに、施設・整備の状況等を勘案して利用の諾否を決定し、該当申込者に通知するものとする。

(施設使用料等)

第5条 施設使用料等は、独立行政法人国立青少年教育振興機構施設使用料金等規程、及び独立行政法人国立青少年教育振興機構事業参加料等に関する規程によるものとする。

(利用の入・退所等)

第6条 利用団体の入・退所時間は、原則として9時から16時までの間とする。

(標準生活時間)

第7条 宿泊利用者は、原則として所長が別に定める標準生活時間により生活するものとする。

2 前項の標準生活時間の中には、朝のつどい及び夕べのつどいの時間を設け、国旗及び所旗の掲揚・降納を行うものとする。

(日帰りの利用)

第8条 日帰り利用者は、原則として標準生活時間に基づき、宿泊利用者の活動を妨げな

い範囲において活動できるものとする。

(職員の指導及び助言)

第9条 交流の家の職員は、交流の家の利用に関し、利用者に指導及び助言を与えることができる。

(宿泊室等の清潔保持)

第10条 利用者は、宿泊室、研修室等を清潔に保つため、相互に協力して清掃及び整理整頓に努めるものとする。

(食事等)

第11条 利用者への食事の提供は、交流の家において定める献立により行うものとする。ただし、特別な事情があると所長が認める場合は、この限りではない。

2 前項の食事の費用は、利用者の負担とする。

(飲酒及び喫煙)

第12条 利用者は、所長の指示する場所、時間外で酒類を飲用してはならない。

2 利用者は所定の場所以外で喫煙してはならない。

(破損亡失の弁償責任)

第13条 利用者は、故意又は過失により交流の家の施設・設備を破損又は亡失したときは、その弁償の責を負うものとする。

(諸規則の遵守等)

第14条 利用者は、交流の家の諸規則を守り、他の利用者等に迷惑の及ぶ行為を行ってはならない。

2 所長は、前項の規定に違反した者に対して、退所を命ずることができる。

(利用承諾の取消)

第15条 所長は、施設を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条の承諾を取り消すことができる。

一 利用規則第4条各号及び本細則第14条第1項に違反し又は違反するおそれがある場合

二 その他所長が特に必要と認めた場合

(利用申込みの受付制限)

第16条 所長は利用規則第4条による利用承諾を否とする決定及び前条による利用承諾の取消が行われた利用団体について、期間を定めて利用申込みの受付を制限することができる。

2 前項に定める利用を否とする決定または利用承諾の取消の前提となった活動等が重大又は悪質なものであると所長が認めた場合は、前項の規定にかかわらず、団体登録の抹消をすることができる。

(利用者の研修支援を行わない日等)

第17条 利用者の研修支援を行わない日は、施設・設備の整備等の日として所長が別に定める日のほか、1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までとする。

2 天災その他やむを得ない事情により所長が判断した場合は、臨時に利用者の研修支援

を行わないことができる。

(雑則)

第18条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	時期	申込期間
宿泊	4月～7月、 9月～10月	原則、利用日の6ヶ月前から10日前まで
	8月、11月～3月	原則、利用日の1年前から10日前まで
日帰り	通年	原則、利用希望日の2週間前から当日16時まで